

制定 平成28年6月10日
20160425商第6号
最終改正 令和4年5月10日
2022427保第12号

高圧ガス保安経済産業大臣表彰実施要領

高圧ガス保安に関し、高圧ガスによる災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所や、長年にわたり高圧ガス保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって高圧ガス保安を推進するため、この要領に基づいて高圧ガス保安経済産業大臣表彰を行うものとする。

1. 表彰実施者

経済産業大臣

2. 表彰の実施時期

原則として、毎年10月に1回行う。

3. 表彰式の場所

東京都内（予定）

（高圧ガス保安全国大会の開催と併せて行う。）

4. 表彰の種類及び表彰数

（1）表彰の種類：

①優良製造所

②優良販売業者（液化石油ガス販売事業者を含む。）、優良貯蔵所所有者及び優良特定高圧ガス消費者（以下「優良販売業者等」という。）

③保安功労者

④優良製造保安責任者、優良販売主任者、優良業務主任者及び優良取扱主任者（以下「優良製造保安責任者等」という。）

（2）表彰数：

①優良製造所及び②優良販売業者等 合計25件以内

③保安功労者 30名以内

④優良製造保安責任者等 10名以内

5. 表彰の対象

高圧ガス保安に関し、極めて顕著な功績等を上げた事業所、事業者、個人等であつて、原則として、以下に掲げる要件に該当するものとする。なお、(1)にあつては、過去に大臣表彰の受賞歴がある場合であっても、前回の受賞から20年を経過しているものは、表彰の対象とすることができる。

(1) 優良製造所及び優良販売業者等については、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- イ 各施設の設定備構造や、製造、販売、消費の方法等の保安上の措置が特に優れていること。
- ロ 保安管理体制が整備されているなど、保安上の職制が模範的であり、管理責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底しており、かつ、保安に関して積極的な熱意を持っていること。
- ハ 高圧ガス保安の関係法令等の違反がなく、他の模範として表彰することが適当と認められること。

(2) 保安功労者については、次の各号のいずれか一つに該当し、他の模範として表彰することが適当と認められる者であること。

- イ 高圧ガスの製造、販売若しくは貯蔵又は特定高圧ガスの消費に現在従事する者であつて、高圧ガスに関する学識経験が深く、自身の所属する高圧ガス事業所等において保安に関する管理技術及び教育の面において優秀な功績を有し、かつ、高圧ガス保安の関係団体における保安活動に尽力する等、高圧ガス保安に関し、特に功労がある者であること（原則として、高圧ガス事業所等において15年以上又は高圧ガス保安の関係団体において20年以上その業務に従事している者を対象とする。）。
- ロ 高圧ガスに係る災害や事故を事前に察知し、身をもって、これを未然に防止し、又は既に発生した事故の拡大を防止し、もって公共の安全の確保に多大な貢献をしたことがあること（当該事故の原因が自己の職務上の責任に帰されない場合に限る。）。
- ハ 高圧ガス保安に係る研究、啓発及び指導並びに高圧ガス機器の製造等の高圧ガス事業に密接な関連を有する分野において、高圧ガス保安のため特に顕著な功績を上げた者であること。

(3) 優良製造保安責任者等については、次に該当するものであること。

高圧ガスに関する経験が深く、高圧ガス事業所等において保安の確保と安全指導に模範的な製造保安責任者等として長年精勤し、その人格、業績等が表彰に値するものであること。

6. 表彰に係る推薦書等

- (1) 表彰の種類別の推薦件数及び推薦書様式は次のとおりとする。なお、高圧ガス保安協会については、保安功労者の推薦件数を3件以内とする。

| 事項 表彰の種類 | 各産業保安監督部所管事業者等に係る推薦件数 | 各都道府県所管事業者等に係る推薦件数 | 各全国団体推薦件数 | 推薦書様式 |
|-------------|-----------------------|--------------------|-----------|-------|
| ①優良製造所 | — | 2件以内 | — | 様式1 |
| ②優良販売業者等 | 2件以内 | 2件以内 | — | 様式1 |
| ③保安功労者 | 2件以内 | 2件以内 | 1件以内 | 様式2 |
| ④優良製造保安責任者等 | 2件以内 | 2件以内 | — | 様式3 |

(2) 推薦書の提出期限、提出先等

- イ 各都道府県は、7月1日までに所轄産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。上記の表及び以下において同じ。）へ推薦書及び添付書類を2部提出すること。
- ロ 各産業保安監督部は、各都道府県推薦のものと当該産業保安監督部推薦のものを区別した上で、それらの当該産業保安監督部管内の順位を付して、8月20日までに商務情報政策局産業保安グループ高圧ガス保安室へ推薦書及び添付書類を1部提出すること。
- ハ 各全国団体は、7月31日までに商務情報政策局産業保安グループ高圧ガス保安室へ推薦書及び添付書類を1部提出すること。
- ニ 推薦書には、表彰の評価対象項目について、事業所にあつては保安上の管理組織、技術、教育等で特に優れていることを示す補足資料を、個人にあつては高圧ガス保安に関する事項を主とする本人の履歴書及び功績の内容について詳細に記載した補足資料を、それぞれ添付すること。
- ホ 上記の書類の提出期限は厳守すること。

7. 審査及び決定

- (1) 経済産業大臣は、6.に基づいて提出があつたものについて、技術総括・保安審議官が別に定めるところにより設置する高圧ガス保安経済産業大臣表彰審査会において審査し、特に優良と認められたものを、高圧ガス保安経済産業大臣表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）として決定する。
- (2) 技術総括・保安審議官は、(1)により決定された被表彰者を各産業保安監督部長

（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）及び関係団体の長に通知する。また、各産業保安監督部長は、被表彰者を所管管内の都道府県知事に通知する。